

住んでいない
使っていない

そのおうち、 空き家 バンク

筑北村の空き家
所有者の皆さまへ

に**登録**しませんか？

空き家バンク制度とは

空き家物件情報を登録していただき、筑北村空き家バンクのサイト等に掲載をして利用希望者へ情報提供をする制度です。空き家を売りたい・貸したい所有者の方と、筑北村に住みたい方の橋渡しを目的としています。筑北村内に所在する空き家が対象で、すぐに売却したいもの・近く売却予定のもの他、相続手続き等の問題で売却できずにいる空き家でも賃貸物件として登録が可能です！

令和6年度
成約件数 **14** 件 令和6年度
問合せ件数 **120** 件

①相談・登録

③情報提供

所有者

売りたい
貸したい

筑北村
空き家バンク

利用者

買いたい
借りたい

②確認・査定

④利用申込

Icons made by Freepik

空き家バンクを利用した所有者の声

最初は自分の家を手放すことに迷いがありました。でも空き家バンクに登録したことで意志が固まり、最終的には登録をして本当に良かったと思っています。(所有者 M 様より)

※空き家に関する交渉や売買・賃貸の契約等は仲介する不動産業者にて行います。

補助金のご案内

空き家に関する補助金
もご用意しています！

空き家活用 事業補助金
事業費の最大 20 万円まで
筑北村空き家バンクに登録された空き家が対象です。売買契約等完了後、家財処分や水回りのハウスクリーニングを業者に依頼した場合に補助いたします。

空き家解体 事業補助金
事業費の 1/2 (上限 50 万円)
老朽化が著しく倒壊のおそれのある空き家や、衛生上有害となるおそれのある空き家等を所有者のご負担で解体する場合に補助いたします。

問い
合せ

筑北村役場 企画財政課 空き家バンク担当 (平日 8:30-17:15)

☎ 0263-66-2111 ☒ iju@vill.chikuhoku.lg.jp

住まいの終活セミナー

無料

2025年

7月5日(土)

10:00~(9:30 受付開始)

筑北村多目的ホール



ご自宅（実家）の将来について、ご家族できちんと話し合っていますか？大切な住まいを空き家にしないために、住まいの引き継ぎ方や管理方法など今からできることをしっかりと考えて、次の世代につないでいけるよう「住まいの終活」に取り組みましょう。是非ご参加ください。



セミナー

10:00 ~ 11:00 事前予約不要・定員なし

屋根瓦の落下防止対策など“今”できる空き家の具体的な対策や、建築士からの観点で「住まいの終活」について講義していただきます。

講師 一級建築士 青柳 悟 氏

個別相談

11:00 ~ 12:00 事前予約必要・定員各ブース3組

空き家に関するさまざまなご相談に個別で応じます。（一組 30 分程度）

ブース1 一級建築士 青柳 悟 氏（空き家や空き家となる前にできる住まいの安全対策など）

ブース2 筑北村役場 企画財政課 空き家バンク担当（村の空き家バンク制度に関するご相談）

予約
締切

6月27日(金) 17:00 まで（下記連絡先までご予約ください）

こんな方に！

筑北村内に家をお持ちで、

- ・いまお住まいの家を今後どうするかお悩みの方
- ・すでに空き家となった住まいを所有又は管理されている方
- ・相続等により空き家の所有者となる予定の方

詳しい情報は
筑北村公式ホームページ
「お知らせ」をチェック！
（随時更新します）



問い
合せ

予約
申込

筑北村役場 企画財政課 空き家バンク担当（平日 8:30-17:15）

☎0263-66-2111 ☑ iju@vill.chikuhoku.lg.jp